

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第24号	
事故等名	貨物船量安丸漁船第十明神丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年10月3日 04時42分ごろ	
発生場所	金華山灯台から真方位181° 1,800m (北緯38° 07' 12"、東経141° 34' 39")	
事故等調査の経過	調査の概要: 10月6日 仙台・地方事故調査官が第十明神丸修理造船所及び量安丸船舶所有者、10月15日 第十明神丸船長、10月16日 量安丸船舶所有者に各電話聴取 原因関係者からの意見聴取: 意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 貨物船量安丸 479トン	
船舶番号	132215	
船舶所有者	佐藤漁業株式会社	
船種・船名・総トン数	B 漁船第十明神丸 16トン	
漁船登録番号	MG2-5597	
船舶所有者	個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 四級海技士(航海) A 船橋当直 三級海技士(航海)	
	B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし	
	B なし	
損傷	A 船首左舷側外板凹損、同付近手摺り亀裂、曲損	
	B 船首右舷側ブルワーク破損	
事故の経過	A船は千葉県市原港でフレコン(生石灰を袋詰めした物)1,536トンを積み、青森県八戸港に向けて航行中、B船は宮城県石巻市給分浜を出港し、漁場に向けて航行中、ほぼ直角に衝突した。 当時の天候は晴で、南の風毎秒約7m、東のうねり波高約1m、視界は良好だった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	B船船橋当直者の適切な見張り不十分 A船船橋当直者の衝突を避けるための時機の遅れ
原因	本件衝突は、次のことが関与した可能性があると考えられる。 B船船橋当直者が適切な見張りを行わなかったこと。 A船船橋当直者の衝突を避けるための時機が遅れたこと。	